

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

【よくあるご質問（事前の手続）】

Q1 輸入する乳製品について、機構との売買の手続きが必要か否かわかりません。

A1 バター、バターオイル、粉乳、れん乳、ホエイなどの乳製品について、輸入申告しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（以下「畜安法」という。）に基づき、輸入申告の前までに機構に当該乳製品（以下「指定乳製品等」という。）を売渡して買戻す必要があります。

輸入する乳製品が機構との売買対象の関税番号（HSコード）に該当するかどうかについては、『【参考】調整金単価表』の関税番号をご確認ください。関税番号が不明な場合は、輸入申告を行う予定の税関で、輸入する予定の乳製品等の「事前教示」を受けてご確認ください。

※『【参考】調整金単価表』は、「一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ売り戻し手続の流れ」のページに掲載してあります。

Q2 輸入する貨物が売買対象の指定乳製品等の場合、どのような手続を行えばよいのですか。

A2 機構にご提出いただく書類および手続の流れは以下のとおりです。機構への書類の送付および機構からの書類交付は全てメールで行います。初めて機構と売買の手続をされる方は以下（1）の手続から、それ以外の方は（2）の手続から行ってください。

- （1）「登録申込用紙」に必要事項を記入した後、PDFを機構にメールで送付（初回のみ）。
- （2）税関または税関のオンラインシステムにて輸入申告入力を行い、控えを取得。
- （3）「指定乳製品等の売渡・買戻申込書」に必要事項を記入し、「輸入申告入力（控）」とともにPDFを機構にメールで送付。

※この他にも機構から輸入関連の書類提出を依頼をすることがあります。

（例：貨物情報照会情報、インボイス、パッキングリスト、食品等輸入届等）

- （4）機構の担当者が提出書類・記載内容、担保金額（売買差額）等を確認。
- （5）担保金（売買差額）を機構の指定口座に振込（差額0円の場合を除く）。
- （6）「指定乳製品等の買入・売戻承諾書」のPDFを機構からメールで交付。
- （7）税関または税関のオンラインシステムにて輸入申請を行い、輸入許可書を取得。
- （8）「輸入許可書」の写しのPDFを機構にメールで提出。

詳しい手続及び提出書類の様式については、次の各ページを参照ください。

- 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ・売戻し等
- 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ・売戻し手続の流れ

Q3 社名、代表者、担当者の変更により既に提出した「登録申込用紙」の内容に変更があった場合はどのようにすればよろしいですか。

A3 機構にメールにて変更内容をお知らせください。

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

【よくあるご質問（売買手続・担保）】

Q4 機構との売買対象となる関税番号でしたが、次の場合も売買手続は必要ですか。

- (1) 輸入量が少量（サンプル用、社内試験・開発用、個人使用など）
- (2) 輸入額が少額
- (3) 原産地が特別特惠受益国（LDC）のもの

A4 基本的には（1）～（3）であっても、機構との売買手続が必要です。ただし、畜安法の規定により以下の機構への売渡しを要しないものに該当する場合は、売買手続は不要です。

なお、（3）については、関税が無税となるため、売買差額は発生しませんが、機構との売買手続を経て承諾書を税関に提出する必要があります。

◇ 機構への売渡しを要しないもの

- ・ 課税価格が1万円以下の物品など関税定率法第14条各号の適用を受けるもの。
- ・ 関税定率法第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の適用を受けるもの。
- ・ 日米地位協定の適用を受けるもの。
- ・ WTO協定の一般関税割当を受けるもの。
- ・ 経済連携協定（TPP、日EU、日米、日英）の関税の譲許の便益を受けるもの

Q5 誰が機構に売渡しを行うのですか。

A5 輸入した指定乳製品等について税関で輸入許可を受けるためには、指定乳製品等の輸入申告の前までに、当該指定乳製品等の機構への売渡しの額と機構からの買戻しの額との差額（売買差額）を機構に納付し、承諾書の交付を受け、当該承諾書を輸入申告書に添付する必要があります。

機構への売渡しを行うのは輸入申告者ですが、指定乳製品等の所有者でない場合には、所有者が売渡しを行うこととなります。なお、通関業者に売渡しの申込みの手続を代行依頼している場合は、通関業者が輸入申告者（売渡申込者）に代わって、申込手続を行うことができます（担保金の提供を除く）。

Q6 「担保金」とは何ですか？ また担保金の提供はどのように行うのですか。

A6 売買差額の納付の履行を確保するため、売買申込の前に、売買差額相当額を機構に提供いただきますが、これを担保と称します。売買申込の際に売買差額相当額を担保としてお預かりし、輸入許可書（写し）の提出をもって売買差額（調整金）に振り替えます。

なお、原産地が特別特惠受益国のものなど売買差額が0円となる場合は、機構への売買申込書の提出が必要ですが、担保金の提供（振込）の必要はありません。

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

Q7 提供できる担保はどのようなものがありますか。

A7 金銭を担保としてご提供いただいておりますので、輸入申告の前に売買申込を行い、機構が売買差額の金額を確認した後、指定口座にお振込みください。なお、指定口座（三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、百十四銀行、農林中央金庫の指定口座のいずれか）については、「一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ売り戻し手続きの流れ」の「担保の提供について」のページに掲載してあります。

Q8 売渡価額や買戻価額、売買差額（担保金）はどのように計算すればよいですか。

A8 機構のホームページに掲載してある「算出支援ツール（Excel）」を用いて計算してください。

機構へ売渡す額（売渡価額）は、輸入申告書の申告価格（CIF）を入力してください。機構から買戻す額（買戻価額）は、指定乳製品等の種類（関税番号）、輸入申告数量、原産国により決まり、買戻価額と売渡価額との差額が売買差額となります。

「算出支援ツール（Excel）」は「一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ売り戻し手続きの流れ」のページよりダウンロードしてください。

なお、機構への申込時からCIFに変更が生じた場合は、速やかに機構にご連絡ください。

Q9 通関業者が担保金（売買差額）の立替えをすることはできますか。

A9 できません。

通関業者が複数の売渡申込者との業務委託契約をしている場合、機構において売渡申込者の担保金かどうか特定することが難しく事務手続きが煩雑になることで、他の売渡申込者にご迷惑がかかるおそれがあるためです。

Q10 仮に名義や金額を間違えて担保金を振り込んでしまった場合どうすればよいですか。

A10 速やかに機構にご連絡ください。

送金元の金融機関で組み戻しができる場合は、組み戻しで対応してください。組み戻しが困難な場合は、個別対応となります。

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

Q11 売買申込から承諾書の発行まで、どのくらい時間がかかりますか。いつまでに売買申込を行えばよいですか。

A11 原則として、以下のとおりのスケジュールで売買申込を行ってください。

売買申込から承諾書の発行まで概ね丸1日かかることから、売買申込みは、輸入申告予定日の1営業日前の午前12：00までに行ってください。機構が売買差額を確認後、担保金の機構への振込みは輸入申告予定日の1営業日前までに行ってください。

Q12 急いで通関したい場合、輸入申告当日の申込は可能ですか。

A12 機構売買による物流が停滞することは避けたいと考えておりますが、不特定多数の方から多数の申込みを限られた人数で対応しなければならないため、原則として、輸入申告の前々日の申込みでお願いしているところです。しかしながら、取引の事情（顧客の在庫がショートする場合など特別な事情）によっては輸入申告日当日の申込み（特認）は受け付けることは可能ですので、個別案件ごとにご相談ください。

Q13 行政機関の休日や時間外においても売渡しの申込は可能ですか。

A13 原則として、行政機関の休日や時間外の売渡しの申込みは行っておりません。

Q14 輸入申告書で、複数の商品がある場合は、どのように申込をすればよいですか。

A14 輸入申告入力の際、＜01欄＞、＜02欄＞…、の欄ごとに申込書をご提出ください。なお、担保金は、複数申告をまとめた金額で振込ができます。

Q15 貨物を保税地域へ搬入する前（予備申告）に売買申込を行うことはできますか。

A15 できません。

保税地域搬入前においては、売買数量（＝輸入申告数量）が確定していないおそれがあることから、担保金額（売買差額）が確定しないため、保税地域搬入後（売買数量が確定した後）に売買申込を行っていただくようお願いします。

Q16 貨物の原価（Cost）と指定仕向港までの運賃・輸送費（Freight Fee）が外国通貨建ての場合、どの期間の為替レートを適用して円換算すればよいですか。

A16 輸入申告予定日に適用される、税関が公表する外国為替相場（課税価格の換算に用いる週次レート）で円換算したCIFを入力してください。

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

Q17 既に提出した「指定乳製品等の売渡・買戻申込書」の内容に変更があった場合はどのようにすればよいですか。

A17 承諾書交付前、または承諾書交付後で通関がまだの場合は、速やかに機構にその旨及び理由をご連絡のうえ、変更後の書類をご準備ください。通関が完了している場合も、変更が判明した時点で速やかに機構にご連絡ください。

Q18 税関で輸入が許可された後はどのようにすればよいですか。

A18 輸入許可がとれた日から起算して7日以内に「輸入許可書」の写しを機構にメールでお送りください。

Q19 指定乳製品等の売買差額は、口座から自動引落はできないのですか。

A19 機構は、関税や国税とは異なり、売買申込者の一般口座から直接、口座振替（リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式））や自動引落しを行うことはできません。

【よくあるご質問（消費税の取扱い）】

Q20 指定乳製品等の売買差額に対する消費税の取扱いはどのようになりますか。

A20 指定乳製品等の機構売買は、保税地域における外国貨物の譲渡に当たるため、消費税は免税となります。したがって、売買差額に消費税相当額は含まれていないこと（注1）から、輸入者の仕入に係る消費税額の控除はできません（注2）ので、ご注意ください。

（注1）指定乳製品等の売渡価額及び買戻価額は消費税抜きの価格で算出され、その差額（売買差額）についても、消費税抜き価格となります。

（注2）機構売買を終えた指定乳製品等については、消費税法第4条第2項の規定に基づき輸入許可後に保税地域から引き取るときに消費税が課せられることとなります。この場合の納税額は、当該指定乳製品等に係る申告価格（CIF）に関税の額を加えて得た額に消費税率を乗じて得た額となり、機構に納付する売買差額は課税標準に含まれないため、売買差額は消費税法第2条第1項第12号に規定する課税仕入れには該当しません。消費税の税額計算を行う場合、売買差額に係る消費税額は税額控除されないことから、輸入者自らが売買差額に係る消費税額を納税していただくこととなります。

よくあるご質問（指定乳製品等の一般輸入）

輸入される指定乳製品等の売買手続に関するよくあるご質問をまとめました。掲載されていないご質問につきましては、ページ下部の発信元までお問い合わせください。

Q21 指定乳製品等の対象となる輸入貨物は軽減税率の適用になりますか。

A21 機構の売買は保税地域で行われる外国貨物の売買であることから、輸入者様が機構に納付する売買差額には消費税相当額が含まれていません。

なお、機構は軽減税率の適否を判断する立場にはありませんので、当該適否等の詳細については税関や税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページには輸入貨物に係る飲食料品の取扱いについてのQ&Aが掲載されておりますので、参考としてください。

国税庁

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_03.htm

【このページに掲載されている情報の発信元】

農畜産業振興機構 酪農乳業部（担当：乳製品課）

Tel: 03-3583-8616 Fax: 03-3583-8473

Mail: milk01@alic.go.jp（ミルクゼロイチ）